

JR東日本エネルギー開発株式会社

「(仮称) 神楽山風力発電事業環境影響評価方法書」に対する勧告について

平成30年3月9日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、(仮称) 神楽山風力発電事業環境影響評価方法書について、JR東日本エネルギー開発株式会社に対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第3項の規定に基づき、福島県知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：福島県いわき市
原動力の種類：風力（陸上）
出 力：最大78, 200 kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	平成28年 2月 1日
環境大臣意見受理	平成28年 3月 31日
経済産業大臣意見発出	平成28年 4月 15日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	平成29年 9月 12日
住民意見の概要等受理	平成29年 12月 7日
福島県知事意見受理	平成30年 1月 31日
経済産業大臣勧告発出	平成30年 3月 9日

問合せ先： 電力安全課 高須賀、松橋、岡田

電話03-3501-1742（直通）

JR東日本エネルギー開発株式会社
「(仮称) 神楽山風力発電事業環境影響評価方法書」に対する勧告内容

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について

1. 対象事業実施区域の周辺においては、他事業者による風力発電所が環境影響評価手続中であることから、本事業との累積的な影響が懸念されるため、環境影響評価図書等の公開情報の収集や他事業者との情報交換等に努め、本事業との累積的な環境影響について適切な予測及び評価を行うこと。
2. 対象事業実施区域及びその周辺は、いわき市水道水源保護条例により「水道水源保護地域」に指定されていることから、生活用水源や農業用水源の利用状況を調査し、必要に応じて土地の改変等で発生する濁水による水環境への影響について調査、予測及び評価を行い、その結果を準備書に記載すること。

(福島県知事からの意見書の写しを添付)